



2016年6月15日

## ＜病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険＞を発売

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長:山内 裕司)は、2016年7月19日より、＜病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険＞(以下、給与サポート保険)を発売します。

これまで当社は、がん保険や医療保険を中心に病気やケガの治療に対する経済的保障の提供に注力してきましたが、今般、お客様の不測の事態へのさらなる備えとして、＜給与サポート保険＞の販売を開始します。

＜給与サポート保険＞は、お客様ご自身が病気やケガによって働けなくなった場合に起こる「収入の減少」というご自身及びご家族の経済的困難に備えるための商品です。お客様が「入院」または「所定の在宅療養」の状態になったときに、毎月のお給料のように一定額をお支払いすることで、「収入の減少」に伴うさまざまな経済的困難を軽減することができます。

今後、当社は＜給与サポート保険＞をがん保険、医療保険に続く「3本目の柱」となる重要な戦略商品と位置づけ、お客様の「生きる」をより幅広くサポートしていきます。

### ＜給与サポート保険＞の特長

#### ■ 病気・ケガで働けない場合\*、毎月のお給料のように給付金をお支払いします

病気やケガを原因とした所定の就労困難状態が60日継続後、その状態が続く限り給付金をお支払いします。

\*精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除く

#### ■ 「入院」または「所定の在宅療養」で働けない場合を保障します

お支払いの対象となる就労困難状態とは、「入院」または「所定の在宅療養」に該当した状態をいいます。

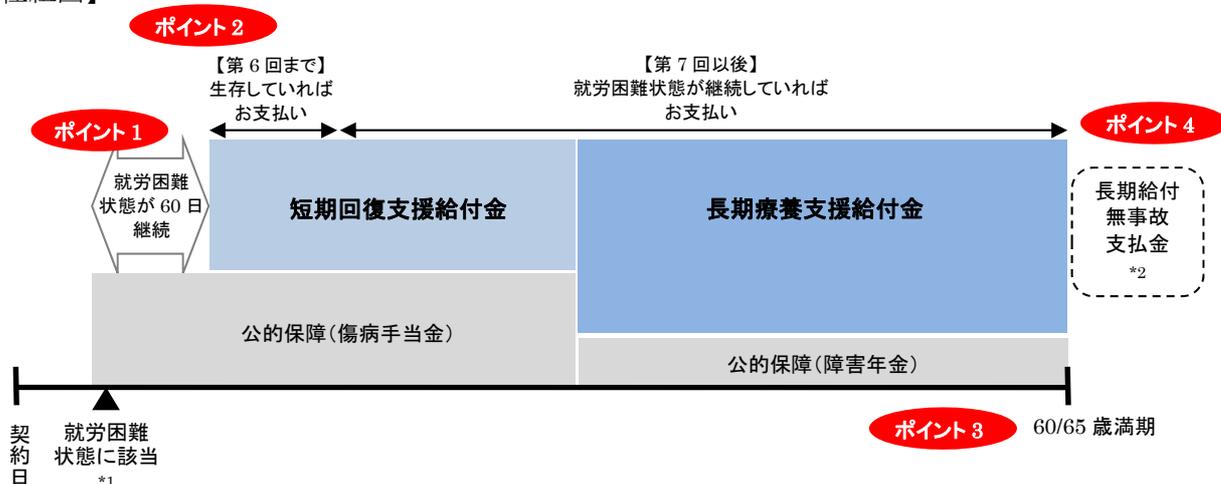
#### ■ 働けなくなったときの公的保障をふまえ、保障額をそれぞれ設定できます

被用者保険から「傷病手当金」が支給される期間とそれ以降では収入の減少分に差があるため、「短期回復支援給付金」と「長期療養支援給付金」の保障額をそれぞれ1万円単位で設定し、無駄のない保障を準備することが可能です。

当社は、多くの方々の「生きる」を創る保険会社として、社会における課題の解決と持続的な成長をめざし、社会と共有できる価値の創造(CSV=Creating Shared Value経営)に努めていきます。

## ＜給与サポート保険＞の商品内容について

### 【仕組図】



\*1 就労困難状態に該当して給付金をお受け取りになる場合も、引き続き、保険料のお払込みが必要です。

\*2 保険期間中に長期療養支援給付金が支払われなかった場合にお支払いします。

### 【ポイント】

#### 1. 早期にお支払いを開始

就労困難状態が60日継続したらお支払いを開始するため、働けない期間が比較的短い場合にもお役立ていただけます。

#### 2. 6回目までは就労困難状態の継続の有無にかかわらず、生存していればお支払い

就労困難状態から仕事復帰しても、すぐにはフルタイムで働くことができないケースもあるため、復帰直後の収入減少にもお役立ていただけます。

#### 3. 60歳/65歳まで保障があるため、長期間働けない場合でも安心

一般的な退職や公的年金支給開始の年齢までを保険期間としており、就労困難状態が続く限り、保険期間満了日まで長期間給付金をお支払いします。

#### 4. 長期療養支援給付金のお支払いがなかった場合は、保険期間満了後に長期給付無事故支払金をお支払い

長期療養支援給付金のお支払いがなかった場合、長期療養支援給付金月額と同額の長期給付無事故支払金をお支払いします。

なお、短期回復支援給付金のお支払いがあっても、長期給付無事故支払金はお支払いします。

【就労困難状態について】

●就労困難状態とは

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

	短期回復支援給付金	長期療養支援給付金
入院	病院や診療所に入り、医師による治療を受けている場合など	
在宅療養	(a) 医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療(投薬やリハビリ)が継続し、病院への通院など必要最低限な外出を除き、活動範囲が自宅などに制限されている場合など	
	(b) 特定障害状態 国民年金法に定める障害等級1級または2級相当と当社が認めた状態	(c) 障害等級1級または2級認定 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態

※ 特定障害状態とは、障害等級1級または2級相当の状態として、約款に定めるものをいいます。

●支払事由に該当する就労困難状態（給付金別）

短期回復支援給付金	入院	または	在宅療養 (a) または (b)
長期療養支援給付金	入院	または	在宅療養 (a) または (c)

【保険期間・保険料払込期間・契約年齢】

保険期間・保険料払込期間	契約年齢
60歳満期	満18歳～満55歳
65歳満期	満18歳～満60歳

【保険料例】

口座振替、月払、60歳満期

短期回復支援給付金月額:5万円、長期療養支援給付金月額:15万円

(単位:円)

性別	年齢	保険料	性別	年齢	保険料
男性	20歳	2,590	女性	20歳	2,585
	30歳	3,235		30歳	3,190
	40歳	3,670		40歳	3,530
	50歳	4,425		50歳	4,080

## 「ダックのカウンセリングサービス」について

働けなくなった場合、「収入減少」だけでなく、「精神的な不安」や「公的保障の申請手続き」「治療方法の選択」などもお客様の大きな負担となります。

そこで、＜給与サポート保険＞ではそれらの負担をサポートするために、以下のサービスを提供します。

### ＜メンタルヘルスに関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
①	メンタルヘルス 電話相談サービス	こころの悩みや不安に対するご相談に「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーがお電話でお応えします。
②	メンタルヘルス 面談サービス	カウンセリングルーム(全国160か所*)にて、「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーによる面談をご利用できます。 *2016年6月1日時点

### ＜障害年金や傷病手当金などに関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
③	障害年金電話相談 サービス	障害年金の制度全般についてのご相談に「社会保険労務士」などの専門スタッフがお電話にてお応えします。
④	社会保険労務士 紹介サービス	障害年金の申請などを対面にてご相談されたい方に、「社会保険労務士」をご紹介します。
⑤	障害年金に関する ガイドブックのご提供	障害年金の制度や認定に向けた手続きなどについて、詳しく解説したガイドブックをご提供します。
⑥	傷病手当金 電話相談サービス	傷病手当金の一般的な制度に関するご相談に「社会保険労務士」などの専門スタッフがお電話でお応えします。
⑦	就労復帰に関する 窓口のご案内	障害が残った方やうつ病で休職された方の就労復帰の手助けとなる機関(障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど)をご案内します。

### ＜病気やケガの治療に関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
⑧	セカンドオピニオン サービス	セカンドオピニオンを受けるために、全国の優秀な医師の中から最適な医師を選んでご紹介します。
⑨	治療を目的とした 専門医紹介サービス	医師同士の相互評価で一定の評価を得た全国約6,100名の優秀な医師の中から適切な医師をご紹介します。
⑩	24時間健康電話 相談サービス	健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフが、24時間365日お電話でお応えします。

※株式会社法研及び株式会社ウェルネス医療情報センターが提供するサービスであり、当社によるサービスではありません。

①③⑤⑥⑦⑩: 無料です

②: 年間5回まで無料です

④: 紹介料は無料、社会保険労務士の相談費用は利用者負担です

⑧: 医師の紹介及びセカンドオピニオン受診費用は無料、検査や治療等にかかる費用は利用者負担です

⑨: 医師の紹介にかかる費用は無料、検査や治療等にかかる費用は利用者負担です

＜ご注意＞商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申込みいただく前に」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。